



鳥取県公報

令和2年2月25日(火)
第9178号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	救急病院の認定(55) (医療政策課) 2
	国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数(56) (医療・保険課) 2
	道路の占用を制限する区域の指定(57) (道路企画課) 2
	土砂災害警戒区域の指定(58) (治山砂防課) 4
	土砂災害警戒区域の指定の変更(59) (〃) 5
	土砂災害特別警戒区域の指定(60) (〃) 5
	土砂災害特別警戒区域の指定の変更(61) (〃) 6
	土砂災害特別警戒区域の指定の解除(62) (〃) 6
	建築基準法による道路の位置の指定(63) (中部総合事務所生活環境局) 7
	土地改良区の役員の就退任(64) (中部総合事務所農林局) 7
	開発行為に関する工事の完了(65) (西部総合事務所生活環境局) 8
◇ 公 告	保安林の指定に係る森林所有者等への公示による通知 (2件) (森林づくり推進課) 8
	都市計画の変更案の縦覧(技術企画課) 9

告 示

鳥取県告示第55号

次の医療機関を令和2年2月20日付けで救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院と認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和2年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	認定の有効期限
鳥取県立中央病院	鳥取市江津730	令和5年2月19日
鳥取市立病院	鳥取市の場一丁目1	〃
鳥取赤十字病院	鳥取市尚徳町117	〃
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町458	〃
岩美町国民健康保険岩美病院	岩美郡岩美町大字浦富1029-2	〃
国民健康保険智頭病院	八頭郡智頭町大字智頭1875	〃
鳥取県立厚生病院	倉吉市東昭和町150	〃
医療法人共済会清水病院	倉吉市宮川町129	〃
医療法人十字会野島病院	倉吉市瀬崎町2714-1	〃
鳥取大学医学部附属病院	米子市西町36-1	〃
独立行政法人国立病院機構米子医療センター	米子市車尾四丁目17-1	〃
独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	米子市皆生新田一丁目8-1	〃
医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880	〃
医療法人育生会高島病院	米子市西町6	〃
鳥取県済生会境港総合病院	境港市米川町44	〃
南部町国民健康保険西伯病院	西伯郡南部町倭397	〃
日野病院	日野郡日野町野田332	〃
日南町国民健康保険日南病院	日野郡日南町生山511-7	〃

鳥取県告示第56号

鳥取県国民健康保険条例（平成29年鳥取県条例第46号）第9条第1項、第11条、第14条、第15条、第18条、第19条及び第22条の規定に基づき、令和2年度の国民健康保険事業費納付金の算定に必要な数を次のとおり定めたので、同条例第8条の規定により告示する。

令和2年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 医療費指数反映係数 1
- 2 一般納付金所得係数 0.8122056155152
- 3 一般納付金被保険者均等割指数 0.7
- 4 後期高齢者支援金等納付金所得係数 0.8138794659597
- 5 後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 0.7
- 6 介護納付金納付金所得係数 0.8088662978613
- 7 介護納付金納付金被保険者均等割指数 0.7

鳥取県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、令和2年2月25日から2週間鳥取県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において

一般の縦覧に供する。

令和2年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定する道路の種類、路線名及び区域

次の表に掲げる道路の区間において、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域

道路の種類	路線名	区間
一般国道	178号	岩美郡岩美町大字陸上（兵庫県との境界）から同町大字大谷（一般県道福部岩美線と連絡する位置）まで
	”	岩美郡岩美町大字東浜（東浜居組道路入口交差点）から同町大字浦富（一般国道9号と連絡する位置）まで
	179号	東伯郡三朝町大字木地山（岡山県との境界）から同郡湯梨浜町大字久留（長瀬東交差点）まで
	180号	日野郡日野町門谷（岡山県との境界）から米子市陰田町（陰田町交差点）まで
	181号	日野郡日野町板井原（岡山県との境界）から米子市富士見町二丁目（公会堂前交差点）まで
	183号	日野郡日南町新屋（広島県との境界）から同郡日野町福長（荒神原橋交差点）まで
	313号	倉吉市関金町山口（岡山県との境界）から東伯郡北栄町弓原（一般国道9号と連絡する位置）まで
	”	倉吉市福光（県道倉吉赤碕中山線と連絡する位置）から同市和田（一般国道313号倉吉インターチェンジ地先）まで
	373号	八頭郡智頭町大字駒帰（岡山県との境界）から同町大字智頭（智頭宿交差点）まで
	431号	境港市岬町（島根県との境界）から米子市赤井手（米子自動車道入口交差点）まで
県道	秋里吉方線	鳥取市秋里（一般国道9号と連絡する位置）から同市富安一丁目（富安二丁目交差点）まで
	倉吉赤碕中山線	倉吉市西倉吉町（小鴨橋西交差点）から同市福光（一般国道313号と連絡する位置）まで
	倉吉福本線	倉吉市東巖城町（総合事務所先交差点）から同市八幡町（生田橋東詰交差点）まで
	鳥取港線	鳥取市賀露町（鳥取市道賀露西浜1号線と連絡する位置）から同市南隈（南隈交差点）まで
	米子境港線	米子市加茂町二丁目（加茂町二丁目交差点）から境港市上道町（上道町交差点）まで
	鳥取河原用瀬線	鳥取市徳尾（嶋入口交差点）から同市嶋（一般国道9号鳥取西インターチェンジ）まで
	米子広瀬線	米子市糺町二丁目（総合事務所前交差点）から同市大谷町（県道米子環状線と連絡する位置）まで
	木地山倉吉線	倉吉市米田町二丁目（米田町交差点）から同市住吉町（住吉町交差点）まで
	皆生西原線	米子市上福原三丁目（西部免許センター入口交差点）から同市西福原一丁目（西福原一丁目交差点）まで
	渡余子停車場	境港市渡町（島根県との境界）から同市渡町（大根島入口交差点）まで

線	
鳥取空港布勢線	鳥取市湖山町西四丁目（鳥取空港地先）から同市湖山町西四丁目（空港入口交差点）まで
米子空港線	境港市佐斐神町（米子空港地先）から同市佐斐神町（空港入口交差点）まで
倉吉環状線	倉吉市八幡町（生田橋東詰交差点）から同市生田（生田橋入口交差点）まで
若葉台東町線	鳥取市若葉台南一丁目（若葉台交差点）から同市東町一丁目（鳥取県庁交差点）まで
河原インター線	八頭郡八頭町西御門（河原インター線西御門交差点）から鳥取市河原町高福（一般国道53号と連絡する位置）まで
米子港線	米子市錦町三丁目（錦町三丁目交差点）から同市角盤町二丁目（公会堂前交差点）まで
米子停車場線	米子市明治町（駅前交差点）から米子市加茂町二丁目（加茂町二丁目交差点）まで
海田倉吉停車場線	倉吉市海田東町（海田東町交差点）から同市上井（倉吉駅地先）まで
樗谿公園線	鳥取市大工町（樗谿入口交差点）から同市上魚町（市民会館前交差点）まで
鳥取鹿野倉吉線	東伯郡三朝町大字三朝（三朝トンネル東側坑口）から同町大字三朝（三朝交差点）まで
倉吉青谷線	倉吉市上井町二丁目（上井町二丁目交差点）から同市八屋（竹田橋東詰交差点）まで
鳥取福部線	鳥取市永楽温泉町（永楽温泉町南交差点）から同市東品治（今町二丁目交差点）まで
八坂鳥取停車場線	鳥取市扇町（鳥取駅地先）から同市扇町（鳥取駅南入口交差点）まで
倉吉停車場線	倉吉市上井（倉吉駅地先）から同市上井町二丁目（上井町二丁目交差点）まで
鳥取停車場線	鳥取市東品治町（鳥取駅地先）から同市末広温泉町（若桜街道交差点）まで
田島片原線	鳥取市片原四丁目（片原四丁目交差点）から同市片原一丁目（市民会館前交差点）まで
米子環状線	米子市和田町（下和田交差点）から同市葭津（県道米子境港線と連絡する位置）まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱、電話柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）（4の期日前に占用の許可を受けた電柱等の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱等を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

災害発生時の緊急輸送網として機能する道路について、通行に支障が生じることを防止することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和2年3月1日

鳥取県告示第58号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域の名称
古吉野地区（Ⅱ-3674）
- 4 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第59号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づく土砂災害警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （3）土砂災害警戒区域の名称
区域の変更に係るもの
六日市中谷川（Ⅰ-1-1-10-10）、川中谷川（Ⅰ-1-1-13-28）
- （4）土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 2（1）土砂災害警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- （3）土砂災害警戒区域の名称
ア 名称の変更に係るもの
変更前 屋敷島地区（Ⅰ-103） 変更後 神子谷地区（Ⅰ-103）
イ 区域の変更に係るもの
谷一木地区（Ⅰ-421）
- （4）土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第60号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
古吉野地区（Ⅱ－3674）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第61号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域の指定を次のとおり変更するので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を変更する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害特別警戒区域の名称
 - (1) 名称の変更に係るもの
変更前 屋敷島地区（Ⅰ－103） 変更後 神子谷地区（Ⅰ－103）
 - (2) 区域の変更に係るもの
谷一木地区（Ⅰ－421）
- 4 土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
- 5 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第62号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定に基づき次のとおり土砂災害特別警戒区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和2年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 土砂災害特別警戒区域の指定を解除する市町村の名称
鳥取市
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害特別警戒区域の名称

全部について指定を解除するもの

六日市中谷川（I-1-1-10-10）、川中谷川（I-1-1-13-28）

鳥取県告示第63号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

令和2年2月25日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
令和2年2月25日	東伯郡湯梨浜町大字上浅津字二ノ柳原558-2	延長 48.00メートル 幅員 6.0メートル

鳥取県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり関金土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年2月25日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

退任した役員の氏名及び住所

- 理事 大江 文 雄 倉吉市関金町明高799
- 〃 小 谷 俊 幸 倉吉市関金町明高1470
- 〃 笠 原 正 記 倉吉市関金町堀2081
- 〃 石 岩 均 倉吉市関金町堀2749-10
- 〃 大 井 保太郎 倉吉市関金町今西1009
- 〃 日 野 昇 一 倉吉市関金町泰久寺110-1
- 〃 山 本 勉 倉吉市関金町松河原1001
- 〃 加 藤 延 広 倉吉市関金町松河原1233
- 〃 石 田 司 倉吉市関金町大鳥居1083-1
- 〃 山 崎 正 美 倉吉市関金町安歩843-8
- 〃 森 田 金 雄 倉吉市関金町関金宿1103-5
- 〃 牧 野 清 則 倉吉市関金町郡家553
- 〃 矢 城 操 倉吉市関金町山口2173-8
- 監事 小 谷 智 昭 倉吉市関金町関金宿316
- 〃 鳥 飼 敢 倉吉市関金町大鳥居246-1
- 〃 高 倉 照 由 倉吉市関金町堀2923

令和2年2月9日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理事 大江 博文 倉吉市関金町明高799
- 〃 小 谷 俊 幸 倉吉市関金町明高1470
- 〃 笠 原 正 記 倉吉市関金町堀2081
- 〃 石 岩 永 年 倉吉市関金町堀2812-1
- 〃 大 井 保太郎 倉吉市関金町今西1009

- 〃 日 野 昇 一 倉吉市関金町泰久寺110-1
 - 〃 加 藤 延 広 倉吉市関金町松河原1233
 - 〃 山 本 勉 倉吉市関金町松河原1001
 - 〃 石 田 司 倉吉市関金町大鳥居1083-1
 - 〃 山 崎 正 美 倉吉市関金町安歩843-8
 - 〃 名子平 博 政 倉吉市関金町関金宿1318-2
 - 〃 鷺 見 和 夫 倉吉市関金町郡家107
 - 〃 伊 藤 康 男 倉吉市関金町山口579
 - 監 事 小 谷 智 昭 倉吉市関金町関金宿316
 - 〃 高 倉 照 由 倉吉市関金町堀2923
 - 〃 杉 山 博 務 倉吉市関金町大鳥居104
- 令和2年2月10日就任 任期4年

鳥取県告示第65号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和2年2月25日

鳥取県西部総合事務所長 藤 井 秀 樹

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和2年1月14日 鳥取県指令第201900262070号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字平沢
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市夕日ヶ丘二丁目51
松本 薫美

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係者は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和2年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定について
 - 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第25条第1項の規定により行った保安林の指定の告示（令和元年12月25日付農林水産省告示第1706号）の内容
（告示の内容）
（1）保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所
- | | |
|--------|--------------------|
| 大橋 美津子 | 東伯郡三朝町大字牧字恩鳥604の17 |
| | 東伯郡三朝町大字牧字恩鳥605 |
- （2）指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - （3）指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県中部総合事務所農林局林業振興課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係者は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

令和2年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第25条第1項の規定により行った保安林の指定の告示(令和元年12月25日付農林水産省告示第1707号)の内容

(告示の内容)

(1) 保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所

生田 たけの	日野郡日野町下榎字葉岩ノ上834の1
--------	--------------------

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局農林業振興課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和2年2月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
倉吉都市計画道路3・5・2号八屋円谷線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
削除する部分
倉吉市八屋、下余戸、上余戸、広栄町、大原及び円谷町
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県県土整備部技術企画課（鳥取市東町一丁目220）及び倉吉市建設部管理計画課（倉吉市葵町722）
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
令和2年2月25日から同年3月10日まで